

(陳受24第9号)

障害者総合支援法案の徹底審議を求める国への意見書提出に関する陳情

受理年月日

平成24年6月7日

陳情者

東海林 未季 ほか14名

### 陳情の要旨

政府は4月26日の衆議院本会議で「障害者総合支援法」を賛成多数で可決し、参議院に送付しました。これは「障害者自立支援法」を廃止するとした違憲訴訟団と国との基本合意をほごにし、障害者自立支援法の根幹を残したものです。4月18日の衆議院厚生労働委員会において、わずか3時間の審議時間で「障害者総合支援法」を強行採択したことを受けてのことでした。

顧みますと、2005年に提出された「障害者自立支援法」は障害者が生きるための支援を「益」として利用料の負担を強いるものであり、決して認められないと反対運動が広がり、「私たち抜きに私たちのことを決めないで!」という声は、2006年に国連での「障害者権利条約」採択、2008年には自立支援法違憲訴訟となり、全国で71人の原告が14地裁で立ち上がりました。その後、政権交代により、この訴訟は2010年1月に国との和解が成立し、「基本合意文書」が取り交わされました。

そうした中で新政権の内閣府に「障がい者施策推進本部」が設置され、2010年1月からは「障がい者制度改革推進会議」(構成員24名)が開催されましたが、4月からはそのもとにおかれた「総合福祉部会」(55人)において自立支援法廃止、新法制定に向けた熱心な討論が重ねられてきました。その結果2010年には「障害者基本法」が改正され、2011年8月30日には総合福祉部会で総合福祉法の「骨格提言」がまとめられ、厚生労働省に提出されました。

しかし、2012年2月に厚生労働省から発表された法案は「基本合意」をほごにし、「骨格提言」を無視したもので、障害者団体の批判が噴出しました。そして1カ月後に与党民主党がこの案をほぼ了承、名称を「障害者総合支援法」としただけの事実上、障害者自立支援法の「一部改正」案として、いわゆる障害者自立支援法の延命法案が3月13日に閣議決定され、国会に提出されました。全国の自治体からの「骨格提言を生かした新法制定を」という意見書は196自治体に上っています。つきましては武蔵野市議会におかれまして、参議院での「総合支援法案」の徹底審議と参考人公聴会の実施を求める意見書を国へ提出するよう陳情いたします。